

温泉部会の決議事項報告について

大阪府環境審議会温泉部会報告書

大阪府環境審議会温泉部会長

平成18年3月27日に開催された大阪府環境審議会以降、別紙のとおり平成18年8月23日に温泉部会を開催し、知事から諮問のあった温泉法第28条に定める事項について審議を行い、同日付けで大阪府環境審議会会長から知事あてに答申を行ったので、「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第3条第6項の規定に基づき報告する。

なお、「大阪府環境審議会条例」第6条第7項及び「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第3条第5項の規定に基づき、温泉部会の決議を大阪府環境審議会の決議とした。

平成18年度第1回大阪府環境審議会温泉部会
 (平成18年8月23日 場所:プリムローズ大阪)

	申請地	申請者	答申内容
温	吹田市芳野町 1500番1	株式会社サンリバー	本申請については、180m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。
	茨木市豊原町 124番	アパホーム株式会社	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	大阪市淀川区西三国 四丁目32番	浦濱 忠彦	本申請については、500m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。
	大阪市淀川区三国本町 一丁目6番12	信和建設株式会社	本申請については、500m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。
	大阪市城東区今福東 一丁目34番2	大希産業株式会社	本申請については、500m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。
	大阪市平野区加美北 四丁目97番4	明日香シニアサービス株式会社	本申請については、500m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。
泉	堺市堺区築港八幡町 1番1	新日本製鐵株式会社	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	堺市堺区南花田口町 二丁目52番	汀商事有限会社	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	高石市高師浜 四丁目1088番1	株式会社アイエスイー	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
掘	泉佐野市りんくう往来 南3番20	グンゼ開発株式会社	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	東大阪市高井田本通 五丁目17番1	株式会社 山本進重郎商店	本件申請地点は、近距離温泉影響調査結果を元に定めた「大阪府環境審議会温泉部会協議事項」において温泉への影響があるとして定められた制限距離内に、東大阪市高井田19番9における別の申請(以下「別申請」という。)があること。また、別申請と同様の大阪層群の下部の帯水層から取水すること。大阪府からの指示による、温泉掘削許可申請に関する補正資料が提出されていないこと等から、当該掘削は、温泉法第4条第1項第1号で定める「当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合」に該当すると判断され、許可することは適切ではない。
	東大阪市高井田 19番9	アスモ株式会社	本件申請地点は、近距離温泉影響調査結果を元に定めた「大阪府環境審議会温泉部会協議事項」において温泉への影響があるとして定められた制限距離内に、東大阪市高井田本

温 泉 掘 削			<p>通五丁目17番1における別の申請（以下「別申請」という。）があること。また、別申請と同様の大阪層群の下部の帯水層から取水すること。大阪府からの指示による、温泉掘削許可申請に関する補正資料が提出されていないこと等から、当該掘削は、温泉法第4条第1項第1号で定める「当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合」に該当すると判断され、許可することは適切ではない。</p>
------------------	--	--	---

動 力 装 置	<p>寝屋川市寝屋北町 467番1</p>	<p>株式会社 ピーバーレコード</p>	<p>本申請については、許可することに支障ないものと認める。</p>
	<p>門真市大字三ツ島 922番</p>	<p>株式会社 ウ・カ・ワ・コーポレーション</p>	<p>本申請については、許可することに支障ないものと認める。</p>
	<p>大阪市北区西天満 三丁目11番8</p>	<p>松山 梅</p>	<p>本申請については、許可することに支障ないものと認める。</p>
	<p>大阪市天王寺区 筆ヶ崎町15番14</p>	<p>大阪市長 關 淳一</p>	<p>本申請については、揚湯の上限を毎分150リットル以下とすることを条件に許可することに支障ないものと認める。</p>
	<p>大阪市浪速区恵比寿東 三丁目2番32</p>	<p>株式会社 阪神住建</p>	<p>本件申請の動力装置については、既存の動力装置許可（平成9年2月24日）に係る申請時の添付資料として提出されている揚湯試験結果（限界点 毎分508ℓ）に比べ今回提出された同一温泉井における揚湯試験結果では約3倍以上の揚湯（限界点 なし（試験上限 毎分1,420ℓ））が認められていること及び設置予定場所が大阪層群の撓曲部にあたることから、上町断層に沿った南北方向のれっか水の流入が容易に推定でき、揚湯に伴う上町断層に沿った南北方向に位置する広範囲の既存温泉井のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼす可能性が極めて高いこと並びに大阪府の指示により申請者から提出された温泉動力装置許可申請に関する補正資料において、本件動力装置を設置した場合、南北方向に位置する既存温泉井のゆう出量、温度又は成分に影響を起ささないという保証が得られていないことから、当該動力装置は、温泉法第9条第2項の規定で読み替えて適用される第4条第1項第1号で定める「当該申請に係る動力装置が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合」に該当すると判断され、許可することは適切でない。</p>